

1. 件名: 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所の核燃料物質使用承認申請に係る面談

2. 日時: 令和3年10月11日(月)13:00~14:30

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門

真田安全審査官、本多主任安全審査官

国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所

原子力基礎工学研究部門 核物質管理学研究分野 助教

#### 5. 要旨

(1) 国立大学法人京都大学(以下「京都大学」という。)から、令和3年10月1日付けで申請のあった核燃料物質使用変更承認申請書(以下「本申請」という。)に関して、令和3年10月7日に行った面談での原子力規制庁からの指摘について、資料に基づき、説明があった。

(2) 原子力規制庁からは、説明内容に対する事実確認を行うとともに、主に以下の点を伝えた。

○使用の目的に追加するとしている核燃料物質の事業所外への払出しについて、追加する使用の方法を説明すること。

○臨界集合体棟に新たに受け入れるとしている核燃料物質の使用に伴い、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合性について説明する必要があるため、資料を整理した上で説明すること。

(3) 京都大学から、今後の面談にて説明する旨の回答があった。

#### 6. 提出資料

・核燃料物質使用変更承認申請に関する説明資料